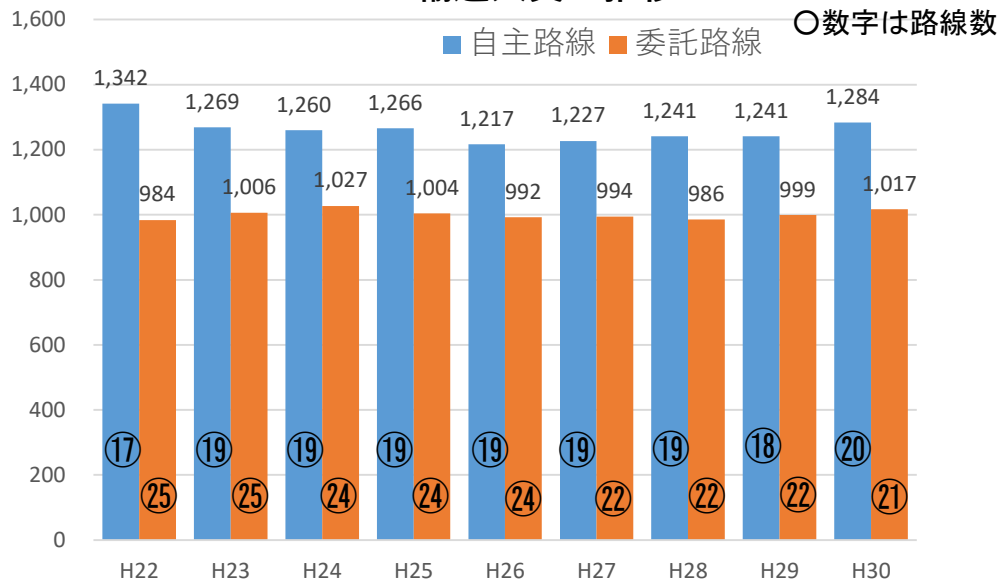


バス事業者6社における共同経営の実施について

前橋市のバス交通の現状

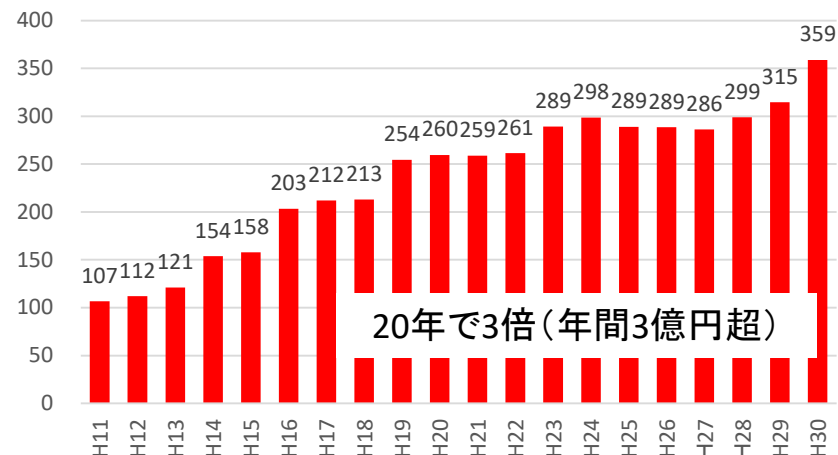
バス輸送人員の推移

単位:千人



委託路線補助金の推移

単位:百万円



市内を運行するバス事業者と路線 6社が39路線を運行

	自主路線	委託路線	合計
関越交通(株)	7	5	12
群馬中央バス(株)	4	1	5
日本中央バス(株)	3	6	9
永井運輸(株)	1	7	8
(株)群馬バス	4	0	4
上信電鉄(株)	1	0	1
合計	20	19	39

※デマンドバス除く

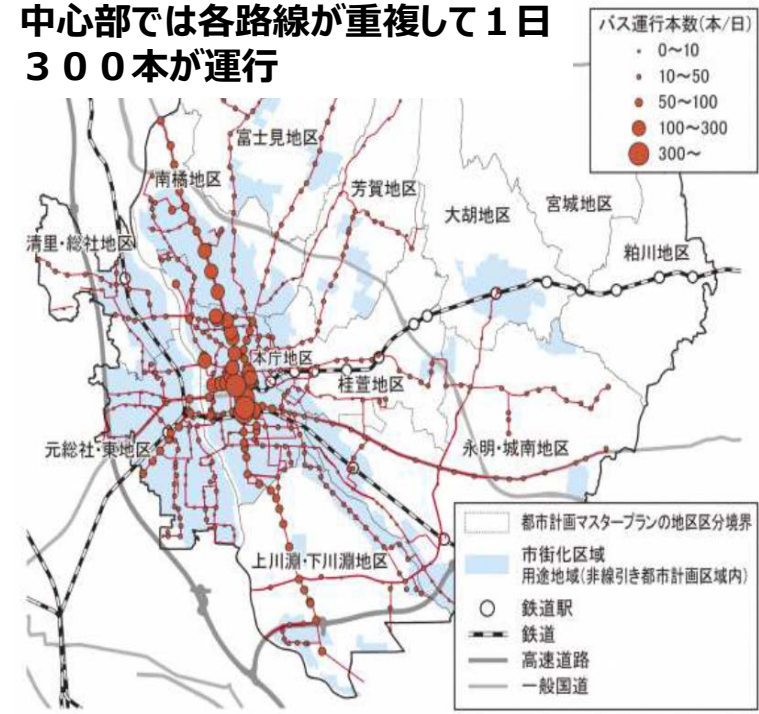
事業者数	市町村数 (割合)	事業者数	市町村数 (割合)
0社	192 (11%)	5社	39 (2%)
1社	776 (45%)	6社	25 (1%)
2社	387 (23%)	7社	12 (1%)
3社	194 (11%)	8社以上	12 (1%)
4社	81 (5%)	合計	1,718 (100%)



大規模災害時の柔軟な対応などメリットも考えられるが、わかりづらさや非効率な面も・・・

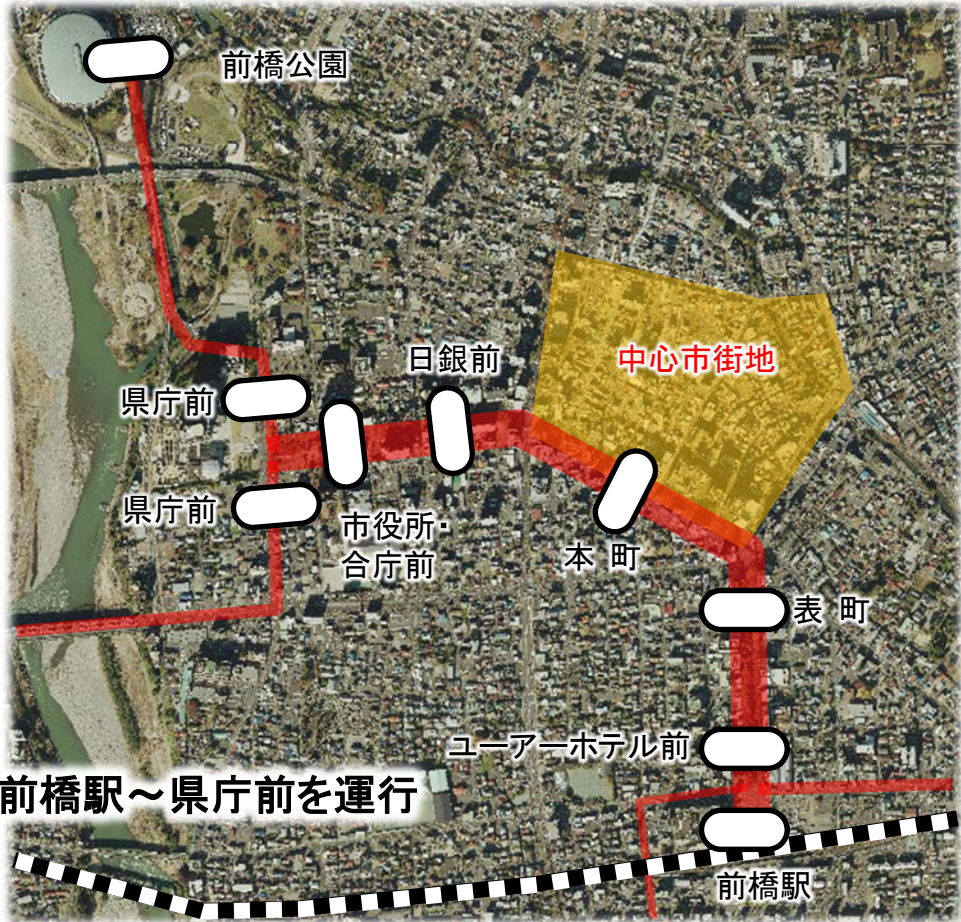
前橋市のバス交通の現状

中心部では各路線が重複して1日
300本が運行



※バス別運行本数は、上下、系統合計の一日運行本数

6社11路線が重複して前橋駅～県庁前を運行



10時台 前橋駅時刻表(県庁方面行き)

00分~05分	06分~10分	11分~15分	16分~20分	21分~25分	30分~35分	35分~40分	40分~45分	45分~50分	50分~55分	55分~60分
00イオン (群バス)		15 東大室 (日本中央)			30 土屋 (関越交通)	35 けやき (関越交通)		45 新玉 (永井運輸)		
03広瀬・東善 (日本中央)		17 京目 (上信電鉄)			30 芝塚 (群馬中央)			45 京目 (上信電鉄)		
04金古大塚台 (関越交通)					30 榛東 (日本中央)			45 東大室 (日本中央)		
05西大室 (日本中央)								45 西大室 (日本中央)		

各路線ごとに最適化しているが、全体として非効率

前橋市地域公共交通計画（旧網形成計画）

① 広域幹線の設定

1-1 幹線バス路線の明確化

中心市街地と渋川市方面及び南部拠点・玉村町方面を結ぶ路線を「広域幹線」に位置付け、都市の基軸となる幹線公共交通軸を形成する

② 地域内交通の導入

2-1 公共交通不便地域の解消 （地域内交通の導入）

公共交通不便地域の解消策として、地域主体の運行計画に基づく「地域内交通」を導入する



③ 都心幹線の設定

4-1 都心幹線の形成

中心市街地エリアに、主要拠点を回遊することができる路線として、「都心幹線」を形成する

地域間交通の確保

広域幹線を補完する路線として、持続可能性の高い公共交通サービスを確保する

凡例

重点施策として着実に形成していくネットワーク

- 広域幹線（バス）
- 都心幹線（バス）
- 地域内交通（想定）
（主な公共交通不便地域）

その他のネットワーク形成のイメージ

- 鉄道
- 地域間交通（バス）
- 既存のデマンドバスパーク&ライド等
- 結節・乗換えポイント

都市計画による拠点等

- 市内拠点
- 市街化区域



独占禁止法特例法
による「共同経営」の
手法を活用

前橋市地域公共交通計画（情報案内）

独占禁止法特例法に基づく共同経営以外にも6社の協調により、「わかりやすい情報案内」に取り組む

路線名、系統番号の再整理

<現 状>

渋10 前橋 駅

漢字：前橋駅からの方面
数字：系統表示

<見直し後>

10A 群大荒牧 前橋 駅

数字：路線表示
ローマ字：系統表示

系統番号をキーにして

○時刻表の統一



時刻表

平日 Weekday	土・休日 Weekend
6 14 50	6 00 00
7 18 28 44 47 58	7 00 00 00 00
8 18 32 43 50	8 00 00 00 00 00
9 2 10 21 32 45 52	9 00 00 00 00 00 00
10 2 15 32 45	10 00 00 00 00 00 00
11 2 15 32 45	11 00 00 00 00 00 00
12 2 15 32 45	12 00 00 00 00 00 00
13 2 15 30 32 45	13 00 00 00 00 00 00
14 2 15 32 45	14 00 00 00 00 00 00
15 2 15 32 42 53	15 00 00 00 00 00 00
16 10 22 32 55	16 00 00 00 00 00 00
17 10 22 45 53	17 00 00 00 00 00 00
18 2 9 25 42 53	18 00 00 00 00 00 00
19 5 32 46	19 00 00 00 00 00 00
20 7 50	20 00 00 00 00 00 00
21 45	21 00 00 00 00 00 00
22 58	22 00 00 00 00 00 00

○総合時刻表作成



○GTFSの整備

「路線から検索」
各社で記載が異なる

検索・履歴 検索・履歴 検索・履歴

北30 嶺公園線:北50

北31(日本中央) 嶺公園線:北59 伊勢崎駅~三光町~県立女子大線

北32 嶺公園線:庁58 伊勢崎駅~文化会館~スマーク線

前橋駅前~芝塚~高崎駅前線

○わかりやすいバスMAP作成

R1.9 前橋市・バス事業者6社経営者協議

- 独占禁止法適用除外の動きの共有
- 網形成計画に基づく交通再編を市がリーダーシップをとって進めていくことを各社が共通して認識

※独占禁止法適用除外を受けた共同経営計画の策定も視野に



R2～ 本町ラインダイヤ調整に向けたワーキング開始

- ・各バス事業者ダイヤ編成担当者
- ・前橋市交通政策課
- ・群馬県交通政策課
- ・有識者(福島大学 吉田准教授)

R2.11
独占禁止法特例法
施行



R3.3 前橋市・バス事業者6社経営者会議

- 等間隔運行の実施、ダイヤ調整案について合意

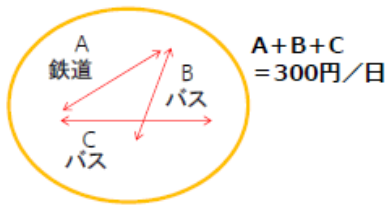
R4.4運行開始に向け法手続き中

独占禁止法特例法の概要

(共同経営に関する協定の締結の認可)

第9条 **地域一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者又は公共交通事業者との間で、基盤的サービスの提供のために次に掲げる行為を行うことを内容とする共同経営に関する協定の締結を行おうとするときは、当該他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等と共同して、当該協定の締結について国土交通大臣の認可を受けることができる。**

- ① ネットワーク内の路線・運行系統について、利用者が一定の条件の範囲内で地域公共交通を利用することができる運賃・料金の設定
- **定額制乗り放題** 等



- ② ネットワーク内の路線・運行系統の共同・分担運行
- **「ハブ・アンド・スポーク型」のネットワーク再編** 等



- ③ ネットワーク内の路線・運行系統の運行回数・運行時刻の設定
- **等間隔運行、パターンダイヤ** 等



(共同経営計画)

第10条 前条第一項の認可を受けようとする**地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、共同して、国土交通省令で定めるところにより、同項の協定に基づく共同経営に関し、次に掲げる事項を定めた計画（以下「共同経営計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。**

特例法における共同経営(カルテル)の適用除外スキーム

国土交通省

事業者による申請・共同経営計画の提出

- 共同経営の認可を受けようとする乗合バス事業者等（乗合バス事業者又は公共交通事業者）は、あらかじめ**法定協議会等**（※）への**意見聴取**を経たうえで、共同経営計画を国土交通大臣に提出。

※地域公共交通活性化再生法の法定協議会等

地域の交通政策との調和と、地域住民の意見反映を図る。

記載事項

- ①申請者に関する事項、②対象の区域（**計画区域**）・路線等、③共同経営の内容、④**運賃プール**に関する事項、⑤共同経営の**目標（収益性・人員数・車両数等の事業の改善目標、サービス維持の目標）**、⑥実施期間、⑦その他必要な事項

収益性だけではなく、**運転者数や車両数などを目標**として位置づけ。

前橋市内乗合バス事業 共同経営計画 (概要版)

令和3年8月

関越交通(株)
上信電鉄(株)

(株)群馬バス
永井運輸(株)

群馬中央バス(株)
日本中央バス(株)

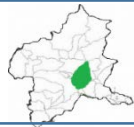
1 申請者

関越交通 株式会社
群馬中央バス 株式会社
永井運輸 株式会社

株式会社 群馬バス
上信電鉄 株式会社
日本中央バス 株式会社

2 計画区域

群馬県前橋市全域とする



3 計画期間

令和3年10月1日～令和8年3月31日

※等間隔運行は令和4年4月1日から実施

4 対象路線

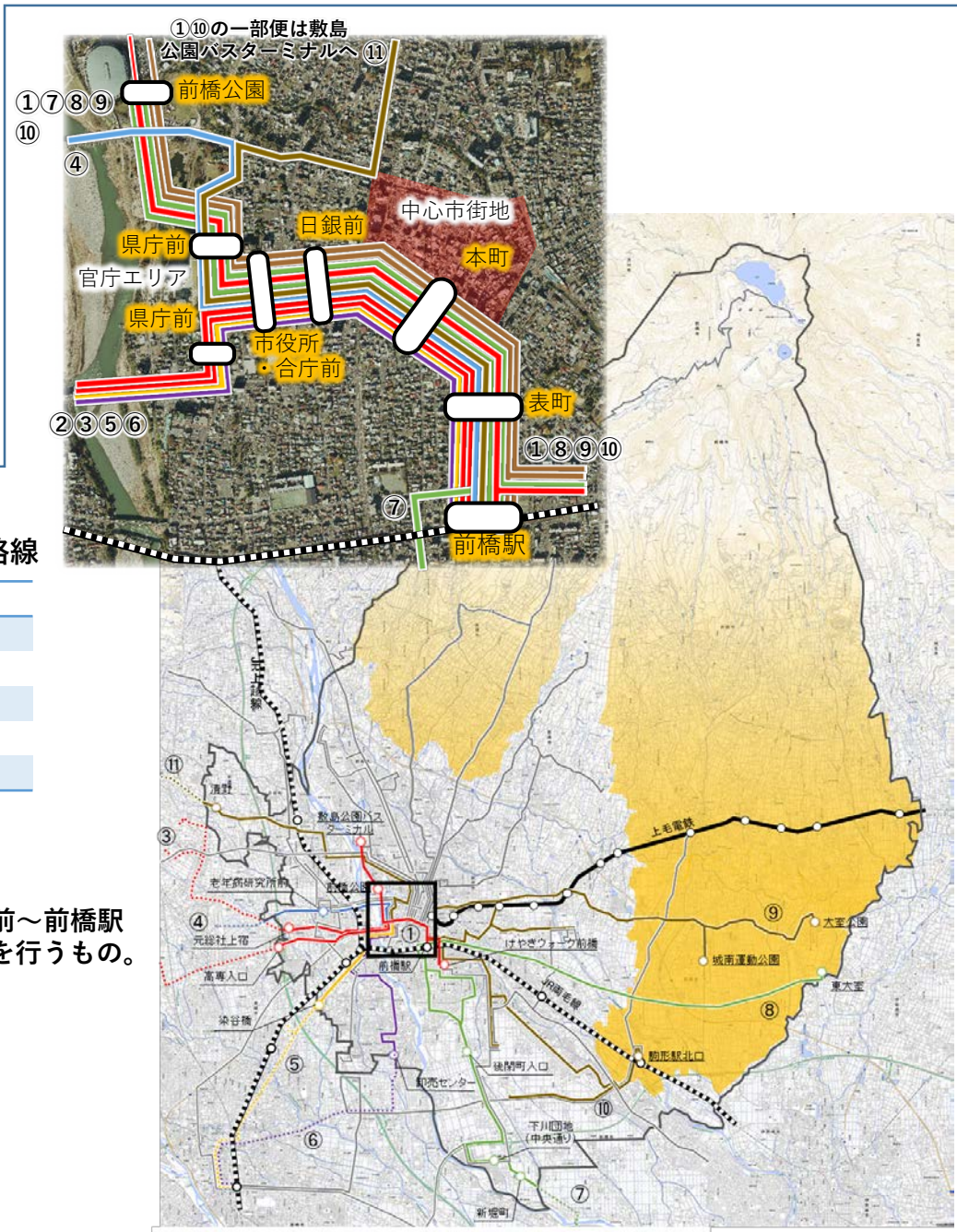
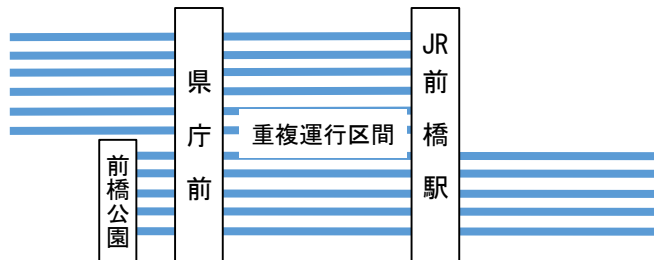
行為対象路線：「前橋駅」～「県庁前」間を運行する11路線

事業者	路線	事業者	路線
① 関越交通	けやき区間便	⑦ 永井運輸	新町玉村線
② 関越交通	土屋文明文学館線	⑧ 永井運輸	東大室線
③ 関越交通	金古王塚台線	⑨ 日本中央バス	西大室線
④ 群馬バス	イオンモール線	⑩ 日本中央バス	広瀬東善線
⑤ 群馬中央バス	芝塚線	⑪ 日本中央バス	榛東線
⑥ 上信電鉄	京目線		

①前橋駅 ⇄ 県庁前 ⇄ 各郊外の6路線

②前橋公園 ⇄ 県庁前 ⇄ 前橋駅 ⇄ 各郊外の5路線

計11路線について、路線は維持しつつ、重複区間となる県庁前～前橋駅間について、パターンダイヤとなるよう11路線のダイヤ調整を行うもの。



※行為対象路線について、計画区域内の終点停留所を記載し、区域外は破線表示

5 共同経営の内容

ダイヤの分かりやすさと待ち時間の短縮による利便性向上を図るため、6社11路線のダイヤを調整し、等間隔運行を実施する。

- JR両毛線の運行ダイヤにあわせ、上下ともに15分間隔のパターンダイヤとし、パターン化した間の運行もできる限り5分単位とする。
- 区間：JR前橋駅～県庁前
- 時間帯：平日、土日祝日ともに10時～16時の間

下り：前橋駅を毎時00分、15分、30分、45分

上り：県庁前を毎時00分、15分、30分、45分

※バス停間の所要時分と停留所を統一し、各停留所において等間隔運行となるよう調整

県庁前→前橋駅方面

停留所	パターン時刻
県庁前	00分 15分 30分 45分
市役所・合庁前	01分 16分 31分 46分
日銀前	01分 16分 31分 46分
本町	03分 18分 33分 48分
表町	04分 19分 34分 49分

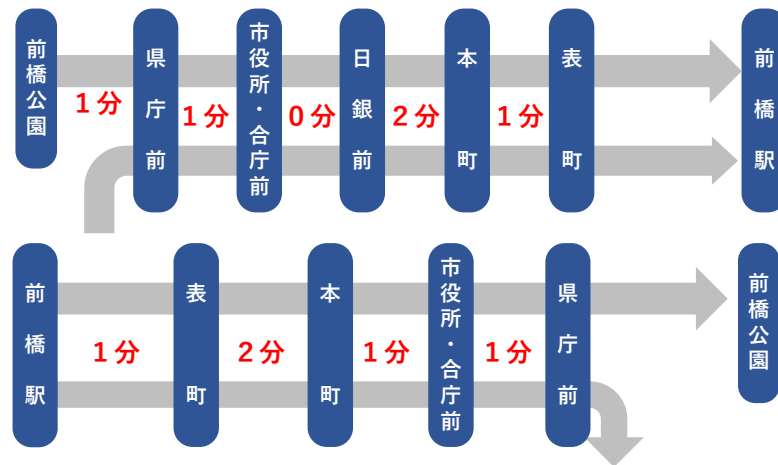
前橋駅→県庁前方面

停留所	パターン時刻
前橋駅	00分 15分 30分 45分
表町	01分 16分 31分 46分
本町	03分 18分 33分 48分
市役所・合庁前	04分 19分 34分 49分
県庁前	05分 20分 35分 50分

パターン時刻の間は5分の単位で運行

バス停間所要時分の統一

各社、各路線で異なっているバス停間の所要時分を統一



停留所の統一

県庁前～前橋駅間について各路線の停留所を統一

- ・ 路線④に「日銀前」を追加
- ・ 路線④⑤⑨⑪の「ユーアイホテル前」を廃止

	前橋公園	県庁前	市役所合庁前	日銀前	本町	表町	ユーアイホテル前	前橋駅
①けやき区間便	●	●	●	●	●	●		●
②土屋文明文学館線		●	●	●	●	●		●
③金古王塚台線		●	●	●	●	●		●
④イオンモール線		●	●	●	●	●	●	●
⑤芝塚線		●	●	●	●	●	●	●
⑥京目線		●	●	●	●	●		●
⑦新町玉村線	●	●	●	●	●	●		●
⑧東大室線	●	●	●	●	●	●		●
⑨西大室線	●	●	●	●	●	●	●	●
⑩広瀬東善線	●	●	●	●	●	●		●
⑪榛東線		●	●	●	●	●	●	●

6 共同経営の目標・効果

(1) 収益性の向上にかかる目標

等間隔運行による利便性向上による利用増を見込み、令和8年度には約4,600千円～約5,300千円の収支改善を見込む。
(利用者、沿線住民、沿線施設利用者へのアンケート結果から算出)

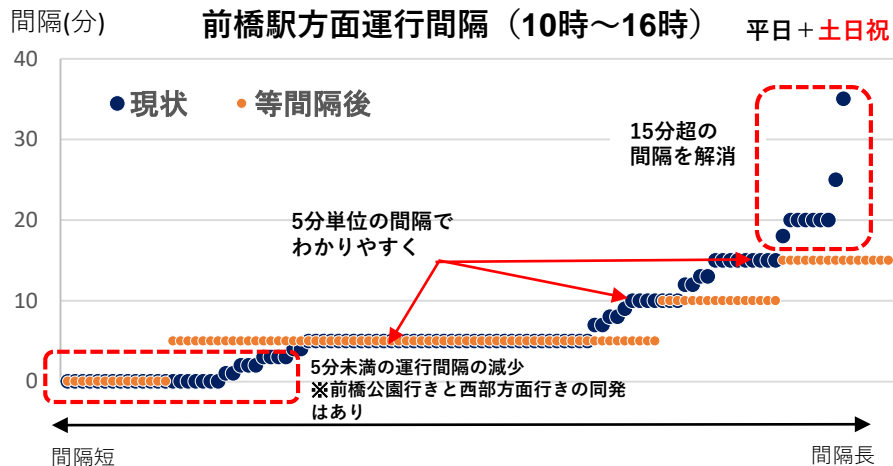
(2) 基盤的サービスの維持にかかる目標

① 11路線の維持

等間隔運行により利便性を向上し、11路線の運行を維持・充実する。

② 待ち時間の減少・平準化

利用者にとってわかりやすく、時間帯によってばらつきのある運行間隔を最大15分間隔（5分単位）とし、利便性を向上させる。



最大運行間隔	平日	土日祝
県庁前 ⇒ 前橋駅方面	26分 ⇒ 15分 (▲11分)	28分 ⇒ 15分 (▲13分)
前橋駅 ⇒ 県庁前方面	20分 ⇒ 15分 (▲5分)	35分 ⇒ 15分 (▲20分)

③ のりばの同時発車を解消

等間隔運行にすることで、前橋駅の各のりばで生じていた同時発車を解消し、誤乗車のリスクをなくすとともに、運転手の負担を軽減

④ 前橋駅におけるJR両毛線との乗換え利便性の向上

前橋駅における乗換時間を最適化し、シームレスな交通環境を構築

	現状	等間隔後
JR両毛線⇄本町ライン発	5分～24分	5分～14分

JR両毛線発時刻とパターン時刻の関係(毎時)

